

春日井市食品衛生指導員巡回指導事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、食品衛生の向上を図り、もって公衆衛生の増進に資するため、予算の範囲内で、愛知県食品衛生協会春日井支部（以下「食品衛生協会」という。）が行う事業に対し補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、食品衛生協会が行う次の事業とする。

- ・ 食品衛生指導員巡回指導事業
- ・ 食品衛生指導員講習会及び研修会事業
- ・ 食品衛生思想広報活動事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助事業に要する経費に相当する額以内の額とし、100,000円を限度とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請手続)

第4条 規則第3条に規定する市長が定める提出期限は、当該年度の6月30日とする。

(申請の取下げのできる期間)

第5条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第8条第1項の規定により市長の定める軽微な変更の範囲は、補助

目的を損なわない程度の事業計画の変更とする。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、規則第4条の規定による補助金の交付決定をした後、食品衛生協会の請求に基づいて交付するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から20日以内に市長に提出しなければならない。

- ・ 事業報告書
- ・ 収支決算書

(書類の提出部数)

第9条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、それぞれ1部とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。